

改正 平成26年2月25日規則第4号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(認定申請書に添えるべき図書)

第3条 省令第41条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（低炭素建築物新築等計画が住宅の共用部分又は住宅以外の用途に供する部分を有する建築物に係るものである場合にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関である当該登録住宅性能評価機関に限る。）が作成した法第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下「適合証」という。）の交付を受けている場合における当該適合証とする。

2 前項に規定するもののほか、法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の審査を受けるよう申し出た低炭素建築物新築等計画が、建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかについての審査を要する場合には、同法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定に必要な図書を省令第41条第1項又は第45条の申請書に添えなければならない。

一部改正〔平成26年規則4号〕

(申請の取下げ)

第4条 法第53条第1項の認定の申請（以下「認定申請」という。）又は法第55条第1項の変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）を行った者は、これらの認定を受ける前に当該認定申請又は変更認定申請を取り下げる場合は、認定申請取下届（第1号様式）により知事に届け出なければならない。

(認定をしない旨の通知)

第5条 知事は、法第54条第1項又は法第55条第1項の認定をしないときは、認定をしない旨の通知書（第2号様式）に省令第41条第1項又は第45条の申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

(工事完了の報告)

第6条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等の工事が完了したときは、工事完了報告書（第3号様式）に認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等が行われたことが確認できる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(低炭素建築物の新築等の状況の報告)

第7条 認定建築主は、法第56条の規定により知事から報告を求められたときは、低炭素建築物新築等状況報告書（第4号様式）に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。

(工事の取りやめ)

第8条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（第5号様式）に省令第43条第2項の通知書（法第55条第1項の認定を受けた場合にあっては、当該通知書及び省令第46条において準用する省令第43条第2項の通知書）を

添えて、知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 知事は、法第58条の規定により法第54条第1項の認定を取り消すときは、認定取消通知書(第6号様式)により認定建築主に通知するものとする。

(認定申請手数料及び変更認定申請手数料)

第10条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第2表 手数料の部576の2の項に規定する規則で定める場合は、認定申請に係る適合証の交付を受けている場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該認定申請に係る別表の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額とする。

2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の3の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 変更認定申請に係る適合証の交付を受けている場合 当該変更認定申請に係る別表の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(2) 認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の一部について変更認定申請をしようとする場合(前号に掲げる場合を除く。) 当該変更認定申請に係る香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の2の項の金額欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該金額欄に定める額を合算した額

(手数料納付票)

第11条 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の2の項及び576の3の項に規定する手数料を納付する者は、都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料納付票(第7号様式)に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、法及び省令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年2月25日規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

区分		金額
住戸	住戸の数が1戸のもの	6,000円
	住戸の数が2以上5以下のもの	11,000円
	住戸の数が6以上10以下のもの	18,000円
	住戸の数が11以上25以下のもの	3万円
	住戸の数が26以上50以下のもの	49,000円
	住戸の数が51以上100以下のもの	88,000円
	住戸の数が101以上200以下のもの	139,000円
	住戸の数が201以上300以下のもの	175,000円
	住戸の数が301以上のもの	187,000円
住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	11,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	3万円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	88,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	139,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	175,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超える	219,000円

	もの	
住宅以外の用途に供する部分		床面積の合計 に応じ住宅の 共用部分の項 の金額欄に定 める額

第1号様式

(第4条関係)

第2号様式

(第5条関係)

第3号様式

(第6条関係)

第4号様式

(第7条関係)

第5号様式

(第8条関係)

第6号様式

(第9条関係)

第7号様式

(第11条関係) (表面)